

別表第1（第20条、第21条、第25条、第26条関係）

（平29規則16・平30規則11・一部改正）

日常生活用具給付種目

第1類 介護・訓練支援用具				
障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介護者が容易に使用でき、実用性のあるもの				
種目	基準額	対象者	性能	耐用年数
特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊マット	19,600円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）知的障害の程度が重度又は最重度の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。原則とし	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得	5年

		て学齢児以上)	るもの	
入浴担 架	82,400 円	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。原則として3歳以上)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変 換器	15,000 円	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着の交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。原則として学齢児以上)	介護者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
移動用 リフト	159,000 円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (原則として3歳以上)	介護者が障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
訓練用 ベッド	159,200 円	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備え	8年

		(18歳満のみ。 ただし原則として 学齢児以上)	たもの	
訓練い す	33,100 0円	下肢又は体幹機能 障害2級以上  (18歳未満のみ。 ただし原則として 3歳以上)	原則として付属の テーブルをつける ものとする。	5年
<p>第2類 自立生活支援用具</p> <p>障害者(児)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの</p>				
種目	基準額	対象者	性能	耐用年数
入浴補助用具	90,000 0円	下肢又は体幹機能 障害者であって、 入浴に介護を要する者 (原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助でき、障害者(児) 又は介護者が容易に使用 し得るもの。ただし、 設置に当たり住宅改修を 伴うものを除く。	8年
便器	便器 4,450	下肢又は体幹機能 障害2級以上	障害者が容易に使用し 得るもの(手す	8年

	円	(原則として学 齡児以上)	りをつけることが できる。)ただし、 取替えに当たり住 宅改修を伴うもの は除く。	
	手すり (手すりをつけた場 合) 5,400 円			
頭部保 護帽	A 15,200円 (スポン ジ、革を主 材料に製 作) B 36,750円 (スポン ジ、革、プ ラスチック を主材料に 製作) ※た だしレディ メイド製品 については 基準額の8 0%の範囲 内の額とす る	平衡機能又は下 肢若しくは体幹 機能障害のある 者 知的障害者(知的 障害児)の程度が 重度又は最重度 である者でてん かんの発作等に より頻繁に転倒 する者	ヘルメット型で、転 倒の衝撃から頭部 を保護できる性能 を有するもの	3年

歩行補助つえ	3,000 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	T字状、棒状の一本つえ（補装具として給付されるものを除く。）	3年
移動・移乗支援用具	60,000 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊便器	151,200 円	上肢障害2級以上（原則として学齢児以上）知的障害者（児）の程度が重度又は最重度であり、	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

		訓練を行っても 自ら排便後の処 理が困難な者		
火災警 報器	15,500 円	障害等級が2級 以上知的障害者 の程度が重度又 は最重度である 者  (火災発生の感 知及び避難が著 しく困難な障害 者のみの世帯及 びこれに準ずる 世帯)	室内の火災を煙又 は熱により感知し、 音又は光を発し屋 外にも警報ブザー で知らせ得るもの	8年
自動消 火器	28,700 円	障害等級が2級 以上知的障害者 の程度が重度又 は最重度である 者  (火災発生の感 知及び避難が著 しく困難な障害 者のみの世帯及 びこれに準ずる 世帯)	室内温度の異常上 昇又は炎の接触で 自動的に消火液を 噴射し初期火災を 消火し得るもの	8年
電磁調	41,000	視覚障害2級以	視覚障害者及び知	6年

理器	0円	上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 知的障害者の程度が重度又は最重度の18歳以上の者	的障害者が容易に使用できるもの	
歩行時間延長 信号機 用小型 送信機	7,000円	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	10年
聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
<p>第3類 在宅療養等支援用具</p> <p>障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの</p>				
種目	基準額	対象者	性能	耐用年数

透析液 加温器	51,500 円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として3歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
ネブライザー （吸入器）	36,000 円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって必要と認められる者（原則として学齢児以上）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年
電気式 たん吸引器	56,400 円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者（原則として学齢児以上）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年
酸素ボンベ運搬車	17,000 円	身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年



盲人用 体温計 (音声 式)	9, 0 0 0 円	視覚障害2級以 上(盲人のみの世 帯及びこれに準 ずる世帯に限る。 原則として学齢 児以上)	視覚障害者(児)が 容易に使用できる もの	5年
盲人用 体重計	1 8, 0 0 0円	視覚障害2級以 上(盲人のみの世 帯及びこれに準 ずる世帯)	視覚障害者が容易 に使用できるもの	5年
音声式 血圧計	1 6, 0 0 0円	視覚障害2級以 上(盲人のみの世 帯及びこれに準 ずる世帯)	視覚障害者が容易 に使用できるもの	5年
動脈血 中酸素 飽和度 測定器 (パル スオキ シメー ター)	6 0, 0 0 0円	呼吸器機能障害 若しくは心臓機 能障害を有する 身体障害者(児) であって、医療保 険における在宅 酸素療法を行う か若しくは人工 呼吸器を常時必 要とする者、又は 同程度の障害を 有する重度の重	指先等に光りを照 射することにより 非侵襲的に動脈血 中の酸素飽和度を 測定できるもので、 障害者(児)が容易 に使用し得るもの	6年

		複障害者（児）等 であって必要と 認められる者		
<p>第4類 情報・意思疎通支援用具</p> <p>障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの</p>				
種目	基準額	対象者	性能	耐用年数
携帯用 会話補 助装置	98,800円	音声言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上）	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年
情報・ 通信支 援用具	100,000円	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上（原則として学齢児以上）	パーソナルコンピュータを使用するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト	5年
点字デ	383,5	視覚障害2級以	文字等のコンピュ	6年

<p>イスブレイ</p>	<p>00円</p>	<p>上又は視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者（児）であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上）</p>	<p>ーターの画面情報を点字等により示すことができるもの</p>	
<p>点字器</p>	<p>標準型 A 10,400円 （32マス18行、両面書真鍮板製） B 6,600円（32マス18行、両面書プラスチック製）</p>	<p>視覚障害者（児）（原則として学齢児以上）</p>	<p>32マス、両面書き又は片面書きで、点筆によるもの（価格には点筆も含む。）</p>	<p>7年</p>
	<p>携帯用 A 7,200円</p>			<p>5年</p>

	<p>0円（3 2マス4 行、片面 書アルミ ニューム 製）</p> <p>B 1,65 0円（3 2マス1 2行、片 面書プラ スチック 製）</p>			
点字タイプライター	63,100円	視覚障害2級以上（原則として学 齡児以上）	視覚障害者（児）が 容易に使用し得る もの	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 89,800円	視覚障害2級以上 （原則として学 齡児以上）	音声等により操作 ボタンが知覚又は 認識でき、かつ DAISY方式等によ る録音並びに当該 方式により記録さ れた図書の再生が 可能な製品であつ て、視覚障害者（児） が容易に使用し得 るもの	6年

	再生専用機 48,000円		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式等により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	115,000円	視覚障害2級以上 (原則として学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用拡大読書器	198,000円	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上）	画像入力装置を読みみたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年

盲人用 時計	音声式 13,300円	視覚障害2級以上(原則として学 齢児以上)	音声式又は触読式 によるもので、視覚 障害者が容易に使用し得るもの	10年
	触読式 10,300円			
聴覚障害者用 通信装置	71,000円	聴覚障害者(児) 又は発声、発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学 齢児以上)	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900円	聴覚障害者(児)であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者(原則として学 齢児以上)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信	6年

			号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	
人工咽頭	笛式 8, 100 円	音声・言語機能障害者（児）であって、咽頭摘出を行った者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（価格には気管カニューレを含む。）	4年
	電動式 70, 10 0円		顎下部などにあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（価格には電池又は充電器を含む。）	5年
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	29, 00 0円	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年

人工鼻	23,760円	音声・言語機能障害者（児）であって、喉頭摘出を行った者	障害者（児）が容易に使用し得るもの（人工鼻カセット接続用具及び接続器具と皮膚の接着剤・剥離剤を含む月額とする。）	—
<p>第5類 排泄管理支援用具</p> <p>障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの</p>				
種目	基準額	対象者	性能	耐用年数
ストマ装具	消化器系 8,600円	ぼうこう・直腸機能障害者（児）であって、尿路変更のストマ、又は腸管のストマを造設した者 ※紙おむつ等の給付を受けた者は、本種目の給付を受けることはできない。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの（基準額は1か所当たり、付属品を含む月額とする。）	
	尿路系 11,300円		低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の	



			収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの（基準額は1か所当たり、付属品を含む月額とする。）	
紙おむつ等	12,000円	3歳以上の身体障害者（児）であって、次のいずれかに該当し紙おむつ等の用具類を必要とする者 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺（皮膚）の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害	紙おむつ さらし、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品 （基準額は月額とする。）	
			洗腸用具	6ヶ月

		<p>又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>ウ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者、その他紙おむつ等の用具が必要と認められる者</p> <p>※ ストマ装具の給付を受けた者は、本種目の給付を受けることはできない。</p>		
収尿器	男性用 A 7,700円（普通型）	ぼうこう機能障害者（児）であって、高度の排尿機能障害のある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもので、ラテックス製	1年

	B 5,700円 (簡易型)		又はゴム製のものとする。	
	女性用 A 8,500円 (普通型) B 5,900円 (簡易型)		A 普通型は耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のものとする。また採尿袋20枚を1組とする。	

第6類 住宅改修費

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

種目	基準額	対象者	性能	耐用年数
居宅生活動作補助用具	200,000円	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者（学齢児以上の	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	

		児童を含む) であ って障害等級3 級以上の者(ただ し特殊便器へ取 替えをする場合 は上肢障害2級 以上の者)	
--	--	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号を含む。
- 3 基準額は、消費税を含む額とする。